

豊川市短期集中通所サービス事業業務委託に関する募集要項

1 募集の概要

豊川市短期集中通所サービス事業業務委託事業者を募集する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

豊川市短期集中通所サービス事業

(2) 目的

通所による機能回復訓練等（以下「通所型サービス」という。）を中心に、訪問による生活環境調整等（以下「訪問による支援」という。）を組み合わせ一体的にサービスを提供することで、日常生活に支障のある生活行為を改善し、終了後も生活機能を維持向上するために本人が主体的に介護予防に取り組むことができるよう支援する。

(3) 対象者

要支援1、要支援2の認定者又は市若しくは地域包括支援センターが実施する基本チェックリストで事業対象者と判定された者のうち、次のアからウの全てに該当する者とする。

ア 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントで、本事業のサービスの提供が適当であると認められた者。

イ 本事業の目的及び内容を理解し、自ら参加を希望する者。

ウ 医療保険によるリハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを受けていない者。

(4) 実施内容

本事業の内容は、次のアからオに掲げるものとし、事業実施の流れは別紙1のとおりとする。ただし、実施にあたっては介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）に沿った内容とする。

ア 事前アセスメント

日常生活に支障のある生活行為を明らかにするため、以下の情報収集とアセスメントを実施する。

(ア) 地域包括支援センターから提供された利用者基本情報等

(イ) 体力、筋力、関節可動域などサービス提供に必要な項目の測定を行う。

- (ウ) 健康状態、痛みの有無など
- (エ) 日常生活習慣、運動習慣など
- (オ) 参加者の意向

イ 個別サービス計画の作成

事前アセスメントに基づき個別の課題を明らかにして目標を設定し、個別サービス計画を作成する。この際に利用者自身が課題に気づき、自ら目標を設定できるよう配慮する。

ウ プログラムの実施

個別サービス計画に基づきプログラムを実施する。

エ 中間評価

3か月を経過した時点で評価を行い、サービスの継続を含めカンファレンスなどを開催する。実施期間が3か月以下の場合はこれを省略できる。

オ 事後評価

プログラム終了に向け事前アセスメントと同様の項目を測定するなど事後アセスメントを実施し、評価を行う。サービス終了後も引き続き社会参加に資する取組が維持されるよう配慮する。

(5) 提供場所

本事業の実施に適した場所を実施事業者が確保する。なお、提供場所において他の介護保険事業を実施する場合、本事業の内容を安全に提供できる広さを確保するとともに、他の事業の運営基準が満たされるよう配慮する。

(6) 提供期間及び提供回数など

利用者一人が利用できる期間と回数等は次のアからエを基準とし、介護予防ケアマネジメントの結果により決定する。

ア サービスの提供期間は、利用者1人に対しておおむね3ヶ月から6ヶ月とし、2度目以降のサービスについては、直前のサービスの提供終了後、原則6ヶ月以上経過した後に提供するものとする。

イ サービスの提供回数及び時間は、原則、通所型サービスは週1回程度かつ1回当たり90分程度、訪問による支援は月1回程度かつ1回当たり60分程度（移動に係る時間はこれから除く）とする。

ウ 通所型サービスの1回の参加人数は10人を上限とし、その提供日等は利用者が参加できる効果的な日程を決めるものとする。

エ 訪問による支援は、利用者の生活課題に沿った生活行為に関する支援を実施し、その実施日等は利用者との相談のうえ決定する。

(7) 実施体制

ア 従事者の職種及び人数

通所型サービスにおいては、その提供時間に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師のいずれかを1名以上配置するものとする。また、訪問による支援においては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師のいずれかを1名以上配置するものとする。

イ 送迎

利用者からの希望があり、かつ介護予防ケアマネジメントにより必要と認められた場合は実施事業者が送迎を行う。

ウ 事故発生時の対応

実施事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(ア) 実施事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(イ) 実施事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(ウ) 損害賠償にかかる保険は、実施事業者において加入するものとする。

エ 秘密保持

実施事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

オ 衛生管理等

実施事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

カ 廃止等の届出及び便宜の提供

実施事業者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、廃止又は休止の届出を市長に提出しなければならない。あ

わせて、当該届出にあたり引き続き当該事業のサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター、他の実施事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(8) 業務委託料予定額

| 項目 | 委託料 | 利用者負担 |
|----------------------------|----------------------|--------------------|
| 通所型サービス・訪問による支援（それぞれ1回あたり） | 4,410円から利用者負担額を控除した額 | 220円（一定以上所得者は440円） |

※一定以上所得者は、介護保険法第59条の2及び介護保険法施行令第29条の2の規定の例による。

(9) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※ケアプラン及び個別サービス計画書に掲げるサービス提供期間が令和5年3月31日を越える場合は、体調不良による利用の中止等の特別な事情の場合を除き、翌年度に引き継ぎ支援を行うこと。（翌年度も市との委託契約が必要）

3 応募資格

次の(1)から(5)の全ての条件を満たしていること。

- (1) 豊川市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。
- (2) 令和6年4月1日時点で介護保険法に定められた運営基準（指定基準）を満たすものとして指定を受けた豊川市内で事業を実施する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 本業務の委託契約締結前までに豊川市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

4 受理の取消

応募した事業者が、委託事業者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を取り消し、審査の対象から除外する。

- (1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 応募資格要件を満たさなくなった場合

5 提出書類

- (1) 豊川市短期集中通所サービス業務委託事業者応募申請書兼誓約書（様式1）
- (2) 豊川市短期集中通所サービス事業者応募内容確認書（様式2）
- (3) 従事（予定）者の資格証明書の写し

6 書類の提出方法等

(1) 提出方法

- ア 様式は、市ホームページからダウンロードして使用すること。
- イ 直接持参又は郵送（必着）にて提出すること。
- ウ 提出書類等は返却しない。

(2) 作成上の注意

必要事項を記入すること。なお、記入枠の拡大、資料の添付を認める。

(3) 提出先

豊川市福祉部介護高齢課高齢者支援係（豊川市役所本庁舎1階）

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2105 FAX：0533-89-2137

7 募集期間

随時募集

8 審査方法および選定

応募資格、実施・運営体制、事業に対する理念等を評価し、市が定めた基準を満たした事業者の中から、本業務を適切に実施できる事業者を選定する。

9 その他

(1) 書類の追加提出等

市が必要と判断した場合、書類等の追加提出を求めることがあるのでこれに応じること。

(2) ヒアリング等の実施

市が必要と判断した場合、ヒアリング等を求めることがあるのでこれに応じること。

(別紙1) 事業実施の流れ

①地域包括支援センターが、本人の意向を踏まえた介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中通所サービスを利用する対象者を把握する。



②地域包括支援センターが、実施事業者に連絡・調整する。



③地域包括支援センターが、ケアプラン（原案）を作成、実施事業者に連絡・調整し、サービス担当者会議を実施する。



④実施事業者が、個別に利用者の心身の状況を正確に把握し、具体的にどのようなサービスを実施すべきか等の事前アセスメントを行う。(事前アセスメントはサービス担当者会議時に実施してもよい。)



⑤実施事業者が、事前アセスメントを踏まえた個別サービス計画（目標設定）を作成し、利用者の同意を得る。実施事業者が、地域包括支援センターへ個別サービス計画書を提出する。



⑥実施事業者が、個別サービス計画に基づくサービスを実施する。なお、一人の利用者に対し、通所型サービスと訪問による支援の担当者が異なる場合は、連絡を密にし、効果的なプログラムの提供を行う。



⑦実施事業者が、地域包括支援センター及び市へ、毎月、事業の実施状況を報告するとともに、市へ請求書を提出する。



⑧3ヶ月を経過した時点で、実施事業者が中間評価を行い、地域包括支援センターとサービスの継続等について協議する。なお、実施期間が3か月以下の場合は中間評価を省略できる。



⑨実施事業者が、事業実施後の事後アセスメントを行う。



⑩実施事業者が、地域包括支援センター及び市へ、事前・事後アセスメント及び評価を報告するとともに、市へ個別サービス計画書の写しを提出する。